

厚木市水洗便所改造等資金融資あっせん申請に係る押印等の取扱い

厚木市水洗便所改造等資金融資あっせん申請に係る「提出書類の押印義務」は、表1のとおりです。

表1. 押印義務の有無

	提出書類の種類	書類の作成者	押印義務
1	水洗便所改造等資金貸付あっせん申請書	融資あっせんを受けようとする者（申請者） 連帯保証人	押印義務なし※ （全2箇所）
2	同意書 （水洗便所改造等資金貸付あっせん申請書添付書類）	申請者以外で、融資あっせん申請に係る「建築物」の所有権を有する者	押印義務なし※ （全1箇所）

※「押印義務のない書類」については、正当な者（申請者、連帯保証人、同意者）が作成した書類であることを確認するため、表2の方法で本人確認を実施いたします。

当該書類の氏名記入箇所に「署名」又は「記名及び押印」がある場合は、表2の確認は省略できます

「署名」…申請者本人、同意者本人、債権者本人（団体等の場合は代表者）が自署すること
「記名」…自署以外の方法で氏名を記すこと（印字、ゴム印、代筆等）

表2. 押印に代わる確認方法

	確認方法	内容
1	本人確認書類の提示又は写しの添付	「本人確認書類（運転免許証等）」の提示又はコピーの添付により確認 ※本人以外が直接持参した場合、使者の本人確認書類は不要
2	電話による本人確認	申請書等に記載された連絡先への電話連絡により、本人から提出されたことを確認 ※団体等の場合は、代表者（書類に責任者の氏名及び連絡先が追記されている場合はその者）へ電話連絡し、当該団体等からの提出であることを確認



担当 厚木市都市インフラ整備部河川下水道総務課
所在地 厚木市中町3-17-17
TEL 046-225-2367（直通）

各様式は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/gesuido/4/5/30729.html